

やまのべ

みんながつながる 協働のまち やまのべ
～未来につなぐ 自慢のまち～

主な内容

○避難所における新型コロナウイルス感染症対策について
(2ページ)

勝利に向かって走り抜け！



町公式facebookを開設しました

■山辺町公式facebook

<https://www.facebook.com/yamanobe.town/>



▲5月29日に山辺小と相模小で運動会が行われました。赤組・白組ともに優勝目指して正々堂々と戦い、白熱した運動会になりました。

※写真は山辺小6年生のリレーの様子

令和3年5月20日に避難勧告は廃止 警戒レベル4 避難指示で必ず避難

警戒レベル	避難行動	新たな避難情報	これまでの避難情報
5	すでに安全な避難ができず命が危険な状況です。 命を守る最善の行動をとりましょう！	緊急安全確保 [山辺町が発令]	災害発生情報
《 警戒レベル4までに必ず避難！ 》			
4	危険な場所から全員避難しましょう。	避難指示 [山辺町が発令]	避難指示（緊急） 避難勧告
3	高齢者や障害のある方などは危険な場所から避難しましょう。	高齢者等避難 [山辺町が発令]	避難準備・ 高齢者等避難開始
2	避難に備え、非常用持出品や自らの避難行動を確認しましょう。	大雨・洪水注意報 [気象庁が発表]	大雨・洪水注意報 [気象庁が発表]
1	災害への心構えを高めましょう。	早期注意情報 [気象庁が発表]	早期注意情報 [気象庁が発表]

- ※警戒レベル5はすでに災害が発生しています。また、必ず発令される情報ではありません。
- ※避難指示は、これまでの避難勧告のタイミングで発令されることとなります。
- ※警戒レベル3は、高齢者以外の方も危険を感じたら自主的に避難しましょう。
- ※避難所への避難が困難な状況であれば、自宅の2階以上への避難（垂直避難）や災害危険のない親戚や友人・知人宅への避難（分散避難）を検討しましょう。

山辺町から防災情報をお届けします！

登録制メール

町では、さまざまな情報を個々に活字で知らせる登録制メールを配信しています。携帯・スマートフォンからは、URLまたは右のQRコードから登録が可能です。
〈URL〉 <https://service.sugumail.com/yamanobe/>



↑登録制メール

ツイッター・フェイスブック

災害時には、防災情報や防災放送塔からの放送内容などを掲載します。
〈ツイッター〉 https://mobile.twitter.com/yamanobe_town
〈フェイスブック〉 <https://www.facebook.com/yamanobe.town/>



↑ツイッター



↑フェイスブック

※上記のほか、災害時には防災放送やエリアメールなどでも防災情報をお届けします。



▼避難所での感染症対策
避難所での感染拡大を防止するため、避難された際は、定期的な手洗いと咳エチケットなどの対策をお願いします。体の不調を感じた方は、避難所対応職員にお伝えください。

▼災害時の避難について
大雨や台風などは事前にコーンや接近の日時がわかるため、明るうちの避難をお願いします。自宅での安全確保が可能な人は、感染リスクのある避難所ではなく、災害危険のない親戚や友人・知人宅への避難や自宅の高いところへの避難も検討してください。

▼避難所に持つグッズの備え
町でも感染防止のための物品を備蓄していますが、備蓄品にないものや数に限りもあることから、食料や飲料水、毛布などの非常用持出品以外にもマスクや体温計、消毒液などの感染症対策物品を持参ください。

▼避難所内は十分な換気に努めるとともに、他の避難者との距離を確保します。そのため収容人数が想定よりも少なくなり、状況によっては別の避難所へ移動をお願いする場合があります。

新型コロナウイルスによる感染の終息が見えない状況です。災害が発生し避難所を開設する場合には、密集した集団生活などにより感染するリスクも高まります。町では、可能な限り避難所の衛生環境の確保に努めますが、町民のみならず、皆さんにもご理解とご協力をお願いします。

避難所における 新型コロナウイルス感染症対策について

問合せ
防災対策課 危機管理係
☎(667) 1119

地域包括ケアシステム

～住み慣れた地域で安心して生活をするために～

介護予防



健康寿命延伸のための事業に取り組みます

- ①介護予防日常生活支援総合事業の推進
- ②生きがいつくりの充実
- ③社会参加の場づくり

介護



介護保険事業の円滑・適正な運営を行います

- ①サービス基盤の整備
- ②サービスの質の確保と給付の適正化
- ③介護人材の確保・育成
- ④広報活動の推進

生活支援



安心して自宅で暮らせるための体制整備を図ります

- ①地域における相談体制の充実
- ②地域支え合い推進員の配置
- ③生活支援サービスの実施
- ④高齢者権利擁護の推進
- ⑤重層的支援体制の整備

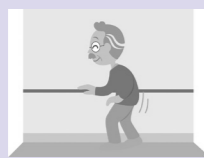
医療



在宅医療の推進を図ります

- ①在宅医療と介護の連携推進
- ②認知症施策の推進

住まい



住まいの整備を行います

- ①居住系サービスの整備
- ②住まいの安全確保・改善への支援
- ③生活環境の整備と安全対策の推進

～2025年に向けた地域包括ケアシステムへの取り組みがスタート！～ 山辺町高齢者保健福祉計画・ 第8期介護保険事業計画を策定しました

保健福祉課 介護保険係 ☎(667)1107

町は令和3年度から令和5年度までの3年間を計画期間とした「山辺町高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画」を策定し、地域で支え合う包括的な介護をめざします。



計画の概要

本計画は、団塊の世代が75歳以上になる令和7年を見据え、自助、互助、共助を基本とし、地域で地域を支え合う地域包括ケアシステムや地域づくりなどが一体となった地域共生社会の実現を図り、地域にかかわる多くの人たちが相互に繋がることで、種々の課題の解決をめざした取り組みを行うものです。

計画の策定にあたっては「高齢期を迎えても元気でいきいきとつながるまち やまのべ」を基本理念に、次の5つを重点的に取り組んでいきます。

- ①健康づくりとフレイル予防（介護予防）の連携強化
- ②包括的ケアシステムの推進
- ③医療と介護の連携強化
- ④認知症高齢者の総合的支援体制の充実
- ⑤日常生活を支えるサービスの充実



住み慣れた地域で自分らしく暮らしていくために

すべての町民が健康で生きがいを持って人生を送るためには、健康づくりだけではなく、社会参加によるやりがいや生きがいを見出すことが大切になります。また、高齢期を迎え介護が必要になったとしても、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを安心して人生の最後まで続けるために、介護予防・生活支援・住まい・医療・介護が地域の中で一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の構築と充実を図ります。

●高齢者の生活や介護サービスに関する相談・問合せ

山辺町地域包括支援センター ☎(666)6565

【介護予防・生活支援サービス事業】要支援1、2の方と事業対象者が利用できるサービスです

介護サービス事業者などが一人ひとりの状態にあったサービスを提供し、みなさんの生活を支え、介護予防を手助けします。

訪問型サービス（身体介護、生活援助など）

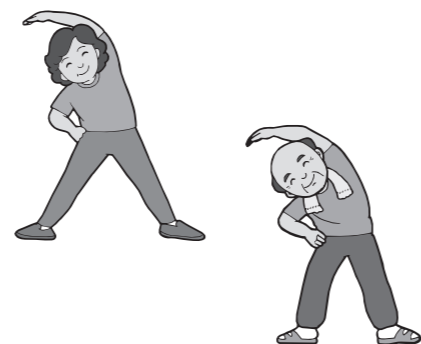
- ・訪問型サービス（ホームヘルプ）
- ・訪問型サービスA（くらし支援員）

通所型サービス（身体介護、機能訓練、レクリエーションなど）

- ・通所型サービス（デイサービス）
- ・通所型サービスA（ミニデイサービス）

【一般介護予防事業】

65歳以上の方であればだれでも参加できる介護予防事業です（一部、対象者が限定されている事業もあります）。介護予防教室や、身近な場所での住民主体の場の立ち上げ支援などを行います（いきいき教室、保健福祉センター介護予防、いきいき百歳体操など）。



町で利用できる介護サービス

町では、住み慣れた地域で自分らしくいきいきと自立した日常生活が送れるよう、さまざまなサービスを通して、みなさんの生活を支援していきます。

介護サービスを利用するためには、本人の状態に合った要支援・要介護認定の申請や基本チェックリストに基づく判定が必要になります。

【介護サービス】要介護1～5の方が利用できるサービスです

訪問サービス

- ・訪問介護（ホームヘルプ）
- ・訪問入浴介護
- ・訪問看護
- ・訪問リハビリテーション
- ・居宅療養管理指導

通所サービス

- ・通所介護（デイサービス）
- ・通所リハビリテーション（デイケア）

短期入所サービス

- ・短期入所生活介護（ショートステイ）
- ・短期入所療養介護（ショートステイ）

特定施設入居者サービス

- ・特定施設入所者生活介護

その他

- ・特定福祉用具販売
- ・福祉用具貸与
- ・住宅改修費支給

施設サービス

- ・介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）
※新規入所は原則要介護3～5の人が対象です。
- ・介護老人保健施設
- ・介護療養型医療施設
- ・介護医療院

地域密着型サービス

- ・地域密着型通所介護
- ・認知症対応型共同生活介護（グループホーム）
- ・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（小規模特別養護老人ホーム）
※新規入所は原則要介護3～5の人が対象です。

【介護予防サービス】要支援1、2の方が利用できるサービスです

訪問サービス

- ・介護予防訪問入浴介護
- ・介護予防訪問看護
- ・介護予防訪問リハビリテーション
- ・介護予防居宅療養管理指導

通所サービス

- ・介護予防通所リハビリテーション（デイケア）

短期入所サービス

- ・介護予防短期入所生活介護（ショートステイ）
- ・介護予防短期入所療養介護（ショートステイ）

特定施設入居者サービス

- ・介護予防特定施設入所者生活介護

その他

- ・特定介護予防福祉用具販売
- ・介護予防福祉用具貸与
- ・介護予防住宅改修費支給



令和3年度 成人保健事業予定表（健康診断・健康相談）

健康診断の年間日程です。2月に実施した検診世帯調査表でお申し込みいただいた方には、事前に問診票を送付します。これから受診を希望される方は保健福祉センターへお申し込みください。また、お住まいの地区に割り当てられた日程で都合の悪い場合は、日程の変更ができます。

	◆◆ レディース検診 ◆◆	◆◆ プチ健診 ◆◆
実施場所	山形検診センター（山形市蔵王成沢字向久保田2220）	
受付時間	午後1時～1時30分 ※会場まで公民館などから送迎あり	
対象者	20歳以上の女性	20歳～34歳までの女性
実施内容	乳がん検診（40歳以上で年度で奇数歳になる方） 子宮頸がん検診（20歳以上で年度で奇数歳になる方） 骨粗しょう症検診（希望者）	簡便な健診 子宮頸がん検診（20歳以上で年度で奇数歳になる方）

検診日	該当地区	検診日	該当地区
6月22日(火)	山辺	10月14日(木)	中・作谷沢・山辺
7月5日(月) ※働きざかり健診・プチ健診同時受診可	山辺	11月16日(火) ※働きざかり健診・プチ健診同時受診可	相模・近江
8月27日(金)	山辺	11月26日(金)	相模・近江
9月15日(水) ※働きざかり健診・プチ健診同時受診可	山辺	12月14日(火)	近江
10月4日(月)	大寺・山辺		

	◆◆ 総合健診 ◆◆	◆◆ 働きざかり健診 ◆◆
実施場所	中央公民館（会場変更していますのでご注意ください）	
受付時間	7:45～9:15の間で時間差をつけて個別にご案内しますので、通知をご覧ください。新型コロナウイルス感染症防止のため、指定された時間での受診にご協力をお願いします。	
対象者	40歳以上の方	35～39歳の方
実施内容	特定健診・基本健診 各種がん検診（胃・大腸・肺・前立腺） 肝炎ウイルス検診	基本的な健診 ※女性の方はレディース検診時に同時受診可能です（レディース検診日程参照）

検診日	該当地区	検診日	該当地区
6月21日(月)	山辺	9月13日(月)	山辺
7月2日(金)	山辺	10月7日(木)	山辺・大寺
7月16日(金)	山辺	10月13日(水)	大寺・相模
7月19日(月)	山辺	10月26日(火)	相模・近江
8月24日(火)	中・作谷沢・相模	11月5日(金)	近江
9月10日(金)	山辺	11月29日(月)	近江

◆◆ 肺がん検診（胸部レントゲン検査のみ） ◆◆

検診日	場所	受付時間	該当地区
7月2日(金)	中支所	午後1時30分～1時45分	中
	作谷沢支所	午後2時40分～3時	作谷沢
7月19日(月)	中央公民館	午後1時30分～3時	山辺
8月24日(火)	大寺公民館	午後1時30分～1時50分	大寺
	相模公民館	午後2時40分～3時	相模
9月10日(金)	近江公民館	午後1時30分～3時	近江
9月13日(月)	中央公民館	午後1時30分～3時	山辺
10月26日(火)	中央公民館	午後1時30分～3時	未検者

◆◆ 人間ドック ◆◆

実施場所／山形検診センター（山形市蔵王成沢字向久保田2220）

受付時間／午前7時～8時 ※会場まで公民館などから送迎あり

対象者／40歳以上の方

実施内容／特定健診、基本健診に加え、各種がん検診をセットで実施

健診日	地区	備考	保険区分	健診日	地区	備考	保険区分
7月12日(月)	山辺		国保後期	9月24日(金)	作谷沢		全て
7月16日(金)	山辺		国保後期	9月30日(木)	大寺		国保後期
7月19日(月)	山辺		国保後期	10月5日(火)	相模		国保後期
7月27日(火)	山辺		国保後期	10月13日(水)	相模		国保後期
7月30日(金)	山辺		国保後期	10月18日(月)	三河尻・近江		国保後期
8月3日(火)	山辺		国保後期	10月22日(金)	近江		国保後期
8月7日(土)	山辺		国保後期	10月28日(木)	山辺		社保など
8月11日(水)	山辺		国保後期	11月4日(木)	山辺		社保など
8月26日(木)	山辺	女性日	国保後期	11月9日(火)	山辺		社保など
9月1日(水)	山辺		国保後期	11月20日(土)	三河尻・相模・近江	女性日	社保など
9月7日(火)	山辺・大寺		国保後期	12月8日(水)	大寺・三河尻・相模・近江		社保など
9月13日(月)	大寺・中		全て				

※総合健診および人間ドックについて、町国保、後期高齢者医療に加入している方は健康保険証、その他の保険加入者は健康保険証のほかに特定健診受診券が必要になります。

◆◆ 生活習慣病に関する相談 ◆◆

実施場所／保健福祉センター

受付時間／午前11時～11時30分

持ち物／検診結果をご持参ください。

※都合の悪い方は事前にご相談ください。随時相談を受け付けています。

期日			
7月	21日(水)	11月	10日(水)
	4日(水)		17日(水)
8月	18日(水)	12月	1日(水)
	1日(水)		15日(水)
9月	15日(水)	令和4年1月	5日(水)
10月	6日(水)		19日(水)
	20日(水)		

LGBTとは？

- L** (レズビアン)・・・同性を好きになる女性
- G** (ゲイ)・・・同性を好きになる男性
- B** (バイセクシャル)・・・同性も異性も好きになる人
- T** (トランスジェンダー)・・・身体の性と心の性が異なる人

LGBTとは、レズビアン（女性同性愛者）、ゲイ（男性同性愛者）、バイセクシャル（両性愛者）、トランスジェンダー（生物学的性と性自認の同一性に違和感を覚える人）の頭文字をとった言葉で、性的少数者（性的マイノリティ）の総称として多く使用されています。

そのほかにも「アセクシュアル（同性も異性も好きにならない人）」、「クエスチョニング（性自認や性的指向が明確ではない人）」など、性のあり方はLGBTの四つだけでは表現しきれない、多様なものとなっています。

LGBT（性的少数者、性的マイノリティ）の人々は少数であるがために、偏見の目で見られたり、職場や学校などで、差別的な取り扱いを受けることがあります。このようなことは決してあってはならず、こうした「性的指向」や「性自認」などを理由とする差別や偏見を無くし、誰もが生きやすい社会を作っていく必要があります。



- ◇職場や学校、地域でできることを考えてみませんか？
- ① **多様な性について知る**
専門家や当事者から話を聞いたりするなど、性的指向や性自認に関する知識を持つ機会を設ける。
 - ② **習慣・常識を変える**
身の回りの習慣や常識となっている考え方を見直し、性的指向や性自認に関する差別やハラメントにつながるものは無いか、見直しが必要なものは無いか考えてみる。
 - ③ **理解者を増やす**
周りに、性的指向や性自認に関する知識を持つ理解者を増やす。たとえ一人でも、きちんと気持ちを受け止めてくれる人、安心感を与えてくれる人がいるだけで心強いものです。

男女共同参画週間（6月23日～29日）に合わせて、役場1階ロビーにおいてパネル展を行います。男性と女性が職場、学校、地域、家庭などで、それぞれの個性と能力を發揮できる「男女共同参画社会」を実現するために、私たちの周りの男女のパートナーシップについて考えてみませんか。



昨年度のパネル展の様子

お知らせ
男女共同参画パネル展を開催します

男女共同参画週間6月23日～29日
「女だから、男だから、ではなく、私だから、の時代へ。」



- ◇性を構成する4つの要素について
- 人それぞれに性格や趣味などは違うものです。性のあり方も「男」と「女」の二つに分けられるほど簡単ではありません。下表の4つの要素から「性」について考えてみましょう。
- こんなこと
言っていませんか？
思っていないませんか？
- ・「男のくせに泣くなんて情けない」
 - ・「女なんだから部屋くらいきれいにしなさい」
- このような発言は、たとえ冗談のつもりでも、言われた人にとっては不快に感じることがあります。「男だから、女だから」と決めつけず、お互いを尊重することが多様な性を理解するうえで大切です。

性の種類	説明
生物学的性	身体的な特徴に基づき、出生時に割り当てられる性
性自認	自分の性別を自分でどう思うか（男、女だけでなく、どちらでもある、どちらでもない、と揺れ動く人もいます）
性的指向	どのような性別の人（同性・異性・両性）を好きになるか
性表現	服装、しぐさ、言葉づかいなどの外部へ表現する性

多様な性のあり方について
理解を深めましょう

政策推進課 情報統計係 ☎(667) 1110

～訪問勧誘での契約はクーリング・オフができます～

事例

Q1: 高齢の親の家を訪ねたら新たな新聞が配達されていたので、聞くと昨年末ごろに新聞勧誘があり、断りきれずに翌年4月からの半年間の契約をしたとの話で、配達が始まったようだ。最近視力も衰え新聞を読むのが負担で2紙とも解約したいという。販売店に連絡したところ、長年購読していた新聞は解約できたが、半年契約の販売店からは中途解約はできないと受け付けてもらえなかった。解約はできないのでしょうか？

A: ポイント②③を参考にしうえて、早めにご相談ください。
高齢の親族と離れて暮らしている場合などは、契約書や申込書、レシート類をまとめて管理する場所を設けるほか、こまめに近況を尋ねるなどの高齢者見守りの方法があります。

Q2: 一週間前に訪問勧誘員から「新聞契約」の勧誘を受けたが、購読中の新聞があり「必要ない」と断り、帰るよう促したが動かず、勧誘員は「3カ月間だけでも協力してほしい」と押し問答になり、帰ってもらうには契約するほかないと思い10月から半年の購読契約をした。契約の取消はできますか？

A: ポイント①②③を参考にしうえて、クーリング・オフ期間内に通知を出しましょう。期間が過ぎている場合はできるだけ早めにご相談ください。

ポイント

- ①必要がない場合は、はっきり、キッパリ断りましょう。
- ②訪問販売は契約書面をもらった日から8日間（クーリング・オフ期間）であれば、理由に関係なく無条件取消ができます。契約の取消通知の書面（ハガキか文書）を簡易書留などで送りましょう。通知発送で有効となりますので写しは残しておきましょう。
- ③期間が定まっていない契約はいつでも解約できますが、期間の定めがある契約では消費者側の都合で一方的な中途解約は原則できません。契約先の承諾が必要です。

ただし、クーリング・オフ期間が過ぎても契約をやめることができる場合があります。申込書面（契約書）は保管しておき、勧誘時の状況、勧誘時間、勧誘員の名前などをメモしておくといでしょう。

- *断っているにもかかわらず執拗・強引な勧誘
 - *帰るよう求めても帰らず勧誘を続けられ困った（訪問時間～退去時間）
 - *契約書面をもらっていない（クーリング・オフ期間の未発生）
 - *契約者の判断力不足症状がある契約
 - *未成年者契約
- などはルール違反な勧誘とみなされる場合があります。

契約を取消す場合には、原則景品の返還が必要です。



消費者庁イラスト集より

在宅中でも玄関の施錠、留守番電話のセットは相手に失礼と思いませんか？
失礼ではありません！ 防犯のためにも、まず相手を確認しての対応は大事であたりまえです。

危険業務従事者叙勲

社会貢献の功績を讃えて



長年にわたる功績が認められ、受章されたお二人です。

岡崎信宏さんに瑞宝単光章

おかざきのぶひろ
岡崎信宏さんは、昭和54年から令和2年までの間、山形・宮城・秋田の刑務所に刑務官として勤務され、主に被収容者の処遇に関わる業務に携わりました。「上司や先輩・後輩、家族の支えがあったからこそ勤め上げることができた」と振り返る岡崎さん。「これからも受章に恥じないよう精進していきたい」と話されました。



高橋政樹さんに瑞宝単光章

たかはしまさき
高橋政樹さんは、令和2年3月に山形刑務所を退職されました。「今回の受章は、矯正業務功労ということでいただきました。長年矯正施設における業務に従事することができ、はからずもこのような章をいただけたのは、公私にかかわらず、みなさんのおかげと思っています。ありがとうございます」と話す高橋さん。再犯・再非行を防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現に資する矯正業務に尽力されました。



感染症予防のために正しく手を洗いましょう

正しい手の洗い方

手洗いの前に
・爪は短く切っておきましょう
・時計や指輪は外しておきましょう

- ① 流水でよく手をぬらした後、石けんをつけ、手のひらをよくこすります。
- ② 手の甲をのばすようにこすります。
- ③ 指先・爪の間を念入りにこすります。
- ④ 指の間を洗います。
- ⑤ 親指と手のひらをねじり洗います。
- ⑥ 手首も忘れずに洗います。

(出典：厚生労働省)



近江地区子ども会育成会

花を咲かせて彩りある街並みに

5月16日に近江地区で花の苗植えボランティアが行われました。この活動は、地区美化運動の一環として子ども会を中心とした花いっぱい運動、近江地区全体の花いっぱい運動と引き継がれているもの。花植えを通して子どもたちに生き物（植物）の大切さと育てていくこと、管理の大変さを少しでも感じてもらいたいという思いから毎年行われています。この日は、ボランティアの人々や、同地区の子どもたちとその保護者などが参加し、街路樹のまわりにたくさんの花を咲かせました。



親子で楽しく花植え



◀450本の花が植えられました



きれいに咲き続けますように▶

ゆりかご幼稚園

おいしいお米できるかな

ゆりかご幼稚園年長児のみなさんが5月13日に近くの田んぼで田植えを行いました。

ぬかるむ足元に悪戦苦闘しながら「おいしいなあれ!」と声をかけ、楽しんで苗を植えました。9月の下旬に収穫が行われ、自分たちがつくったお米でおにぎりをにぎっておいしくいただく予定です。



1本ずつ丁寧に植えました

山辺中学校1年生 校外学習

みんなで楽しくやまのべ探訪

山辺中学校1年生のみなさんが5月18日に校外学習として能中峰遊歩道と白坂自然遊歩道を散策し、やまのべを探訪しました。

山辺町の自然の素晴らしさを肌で感じ、急な坂が続く山道を仲間と協力し助け合いながら登りきり、絆を深めました。



思い出に残る校外学習になりました

1年遅れの成人式

友人との再会に笑顔、涙

町出身の新成人を祝福・激励する成人式が5月3日に中央公民館で行われ、平成11年度生まれの対象者138人のうち45人が出席。スーツやドレスなどに身を包んだ新成人たちは、恩師や友人たちとの久しぶりの再会を喜び合い、中には涙する姿も。

本来であれば今年の8月に開催する予定でしたが、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受け、二度の延期を経て開催されました。

式典では、成人式実行委員長の細谷流音さんが「今日という日を新たな出発点とし、私たち一人ひとりの力を社会に活かしていくために、大人としての自覚を持ち、責任ある社会人として歩んでいきたい」と新成人の決意を述べました。

コロナ禍での開催となりましたが、一生に一度の晴れ舞台を新成人に用意してあげたいという思いから、十分な感染対策を施したうえで行いました。



成人者代表謝辞を述べる細谷流音さん



大人としての自覚と責任を持ち、新たな一歩を踏み出した新成人たち



お知らせ

INFORMATION

●町へのご意見・ご質問をお寄せください。
〒990-0392 山辺町緑ヶ丘5 『広報やまのべ』係
☎(667) 1110 Fax (667) 1112
E-mail : kouhou@town.yamanobe.yamagata.jp

*いただいたお便りは広報紙に掲載させていただく場合があります。
*差出人が不明のものは、掲載・回答はできません。
*匿名希望の場合でも、住所・氏名を忘れずにお書き添えください。

「やまのべ エコスタイル 2021夏」を実施します

役場および町施設の夏季の冷房温度を28℃とします。これは、地球温暖化防止の対策と電力需要の抑制を図るものです。

そのため職員の軽装（ノーネクタイ・半袖ポロシャツ）を始めています。町民のみなさんのご理解をお願いします。

町施設での会議などの際は、温度設定にあった服装で出席くださるようご協力をお願いします。

冷房期間／6月21日(月)～9月22日(水)

軽装期間／10月8日(金)まで

※必要に応じて変更することがあります。

問合せ

総務課財産管理係 ☎(667) 1111



令和3年度消防設備点検資格者講習のご案内

日時／
【第1種】8月30日(月)～9月1日(水)
【第2種】9月7日(火)～9日(木)
場所／山形ビッグウイング
受付期間／7月1日(木)～22日(木・海の日)
申込用紙／日本消防設備安

全センターホームページ (<http://www.fesc.or.jp>) からダウンロードできます。また、町防災対策課(役場2階)で配布します。
申込方法／必要書類を山形県消防設備協会まで、郵送または持参してください。
申込み・問合せ
一般社団法人山形県消防設備協会
☎(629) 8477

令和3年度危険物取扱者保安講習のご案内

危険物取扱者免状を所持し危険物業務に従事する方は、3年に一度の受講が必要です。
受付期間／6月21日(月)～7月16日(金)
※先着順になります。
受講案内・申請書／消防本部(消防署)、県総合支庁総務課、町防災対策課(役場2階)で配布します。
申込み・問合せ
山形県危険物安全協会連合会
☎(632) 5744

就職支援セミナー付きパソコン講習会を開催します

ひとり親家庭の安定就業を支援するため、山形県母子寡婦福祉連合会で講習会を開催します。
日時／7月11日から8月29日までの各日曜日(8月15日休講) 午前10時～午後4時

危険空き家解体の補助を行います

老朽化し、危険な空き家の解体を行う場合に、工事費の一部を補助します。
対象となる空き家／町内にあり、住宅の不良度が規定の点数となる空き家
対象者／対象となる空き家の所有者または所有者の相続人など
補助金額／次の計算式により算出します。上限額は40万円です。
補助対象工事費×10分の8×2分の1
※消費税は含まず計算します。
※千円未満は切り捨てます。
申込み期間／6月21日(月)～11月30日(火)
※募集期間内であっても、予算枠に達した段階で締め切る場合があります。

申込み・問合せ

建設課管理用地係
☎(667) 1113

会場／株式会社ワークアップ(米沢市春日4丁目2-143)
内容／

▽就職支援セミナー

応募書類の書き方、自己分析自己理解、面接の受け方、ビジネスマナーなど

▽パソコン(基礎編)

基礎演習、ワード、エクセル、メール、インターネットなど
対象者／ひとり親家庭の親
定員／10名(応募者多数の場合は、締め切り後に選考させていただきます)
託児／無料ですが、必要な方は受講申込書に明記してください(2歳～小学校3年生)
受講料／無料

申込み・問合せ

山形県母子寡婦福祉連合会内 山形県ひとり親家庭就業・自立支援センター
〒990-0021
山形市小川町2-3-31
☎(632) 2266
メール : yama-bosjiritu06@key.ocn.ne.jp

食品ロス削減のために できることから始めよう!

問合せ 町民生活課 生活環境係 ☎(667) 1109

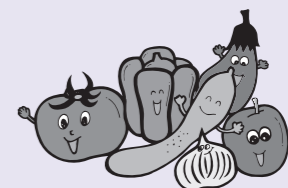
「食品ロス」とは、食べ残し、売れ残りや期限が近いなどさまざまな理由で、まだ食べられるのに捨てられてしまうことをいいます。食品ロスは、廃棄される食品の生産過程やごみ処理過程で発生する温室効果ガス(二酸化炭素など)が無駄に排出されることにつながります。

家庭で食品ロスを減らすコツは、買い物時は「必要な分だけ買う」、調理の際は「食べきれる量を作る」、食事の際は「おいしく食べきる」ことです。

一人ひとりが「もったいない」を意識して、食品ロス削減のためにできることから始めてみませんか?

家庭での取り組みポイント

- 買い物の時**
- ・買い物の前に、冷蔵庫や食品庫にある食材をチェックする
 - ・必要な食材を、必要な量だけ買う
 - ・すぐに食べる食品は、手前に陳列されているものをチョイスする
- 調理・食事の時**
- ・食材を適切に保存する
 - ・残っている食材から使う
 - ・野菜や果物の皮を厚く剥かない
 - ・作りすぎて残った料理は、リメイクレシピなどで食べきる



☆山形県ホームページにて「環境にやさしい料理レシピコンテスト」の人気レシピ集を公開しています

URL : <https://www.pref.yamagata.jp/050010/kurashi/kankyo/recycle/recipecontest/recipe.html>

国家公務員「税務職員採用試験」(高校卒業程度)のお知らせ

受験資格
 ①令和3年4月1日において高校卒業後3年を経過していない方および令和4年3月までに高校を卒業する見込みの方
 ②人事院が①に準ずると認める方

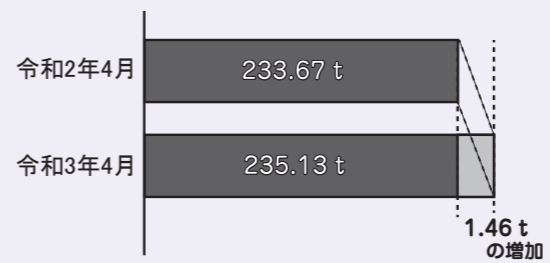
受付期間／6月21日(月)～30日(水)
申込み方法／インターネット申し込みとします。
 国家公務員試験採用情報 NAVI (<https://www.jinji.go.jp/saiyo/saiyo.html>)
第1次試験日／9月5日(日)
申込み・問合せ
 ・仙台国税局人事第一課試験研修係
 ☎022(2663) 1111
 ・人事院東北事務局
 ☎022(221) 2022

みんなでごみを減らしましょう!

町民生活課 生活環境係
 ☎(667) 1109

4月は前年同月より、もやせるごみの量が増えています。分ければ“資源”、まぜれば“ごみ”です。ごみの分別と削減に努めましょう。また、ごみ袋の口はしっかり縛ってください。

【令和3年4月のもやせるごみ量】



※令和2年4月との比較：+1.46t
 (家庭系：-4.25t、事業系：+5.71t)

水道管洗管作業のため濁り水と断水にご注意ください

水道企業団からのお知らせ

次の日程で水道管の洗管作業を行います。作業中は濁り水や水圧低下、断水などが予想されますので、できるだけ水の使用を控えるようお願いいたします。

また、エコキュートなどの温水器が設置されているご家庭は、機器に濁り水や空気などが混入し、故障してしまう可能性がありますので、流入防止措置(元栓を閉めるなど)を講じてください。

作業当日は昼間に広報車で巡回し、お知らせします。

※作業を行う地区以外でも、周辺地区で濁り水の発生および断水する場合があります。

地区ごとの日時
 ◎6月22日(火)
 午後11時～翌朝5時
 大寺、芦沢、北ノ宿、上宿
 ◎6月24日(木)
 午後11時～翌朝5時
 東・西高橋、本町、駅前、

西・東館、前ノ内、弾正測、西町、前小路、上・下裏小路
 ◎6月29日(火)
 午後11時～翌朝5時
 上野、長嶋1・2・3、緑ヶ丘、田中、田小路、沢寺、南町1・2、根際7・8
 ◎7月1日(木)
 午後11時～翌朝5時
 大門、鍛冶町1・2、新町1・2、三河尻
 ◎7月6日(火)
 午後11時～翌朝5時
 新町3、南町3、清水町、大塚
 ◎7月8日(木)
 午後11時～翌朝5時
 近江1～7
 ◎7月13日(火)
 午後11時～翌朝5時
 根際1～6、要害、近江8・9
問合せ
 最上川中部水道企業団(工務係)
 ☎(662) 2163
 (ガイダンス2番)



介護予防教室 いきいき教室

みんなで楽しく体を動かしてみませんか。元気で自分らしく、いきいきと自立した生活を送るための教室です。タオルを使った運動、音楽に合わせた体操など、心と身体の健康増進をお手伝いします。お誘い合わせのうえご参加ください。

対象者／おおよね65歳以上の方
服装／動きやすい服装
持ち物／水分補給のための飲み物、タオル、運動靴
申込み開始日／6月21日(月)
定員／各公民館・先着20名
【大寺公民館】(全13回)
開催期間／7月15日～令和4年1月13日(月2回・木曜日)
時間／午前10時～11時
参加費／1,500円
【近江公民館】(全13回)
開催期間／7月21日～12月22日(月2回・水曜日)
時間／午前10時～11時
参加費／1,500円

男女の結婚相談会を開催します

※新型コロナウイルスの影響により、変更する場合があります。

申込み・問合せ
 山辺町包括ケア推進室
 ☎(666) 6565

今年度は全体の人数を把握するため、各公民館での受け付けは行いません。

仲人による結婚支援や、本人および家族などの結婚に関する悩みごとの相談に応じます。相談無料ですが、事前に申し込みが必要です。

※新型コロナウイルスの影響により変更となる可能性もあります。

日時／7月11日(日)、18日(日)
 午後1時30分～4時
場所／山辺南部公民館
 ☎(665) 7305

対象者／結婚を希望する方(町内・町外大歓迎)
 ※家族の方も相談できます。
内容／婚活の仕方、お見合い

町職員の人事異動

6月1日付けの発令で、異動した町職員をお知らせします。(カッコ内は旧所属)

【総務課】

◇山形広域環境事務組合派遣 中川希樹(教育委員会事務局教育課スポーツ振興係長)

【教育委員会事務局教育課】
 スポーツ振興係長・青木稔(産業課主査)

【広告】

ぱずる ☆山辺町内初☆「児童発達支援事業所」開所いたしました!

児童発達支援事業所とは
 0歳から小学校就学前の、発達の遅れが気になるお子さまを対象に、日常生活における動作や知識・技術を習得し、集団生活に適応できるよう療育をおこなう児童福祉法に基づく福祉サービス事業のひとつです。

このような事でお悩みではありませんか?
 ・手先が不器用 ・落ち着きがない ・こだわりが強い ・集団遊びが苦手 ・転びやすい ・言葉に遅れがみられる ・読んだり書いたりするのが苦手 など。お心当たりがあれば、お気軽に私どもへご相談ください。

◎東村山郡山辺町大字山辺 2911-7 (たこ焼き すみとやさんの斜め向かい) 担当: 黒坂 Tel. 023-615-8845

登録制メール(登録サイトアドレス) 一度の登録で、町の災害情報などをメールで入手できます。(登録時、メール受信時などに発生する通信料は、登録した方の負担となります。)

登録サイトアドレス(PC)	https://service.sugumail.com/yamanobe/member/
登録サイトアドレス(携帯・スマートフォン)	https://service.sugumail.com/yamanobe/ ※右のQRコードをご利用ください。

防災放送自動音声応答電話番号 ☎(629) 0011 毎月1日の午後7時にサイレンが鳴ります

令和3年度 町民税・県民税納税通知書を送りました

普通徴収の方（納付書または口座振替により納付いただく方）・公的年金からの特別徴収の方の令和3年度の町民税・県民税納税通知書を6月15日付でお送りしました。なお、給与からの特別徴収（毎月の給与から事業所を通して納付）の方には、5月14日付で事業所にお送りしていますので、ご確認ください。

※3月16日(火)以降に確定申告をされた場合は、申告内容が令和3年度町民税・県民税および各種保険料（国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料など）の年度当初の算定に間に合わない場合がありますので、ご了承ください。新規課税または変更になる方には、当初課税（賦課）後に通知書でお知らせします。

令和3年度から納付書が冊子形式でなくなります

令和2年度までは、『納税通知書』と1年分の『納付書』をホチキスでまとめて冊子形式でお送りしていましたが、令和3年度からは、『納税通知書』と期別ごとに1枚ずつになっている『納付書』を1枚1枚バラバラでお送りします。

【納付の際は、期別と納期限にご注意ください！】

納期限はそれぞれの納付書ごとに違いますので、納付に際しては納める期別の順番と納期限をよくお確かめください。納期限より遅れると、それぞれの納付書ごとに督促手数料が発生する場合がありますので、十分にご注意ください。

※令和3年度からコンビニやスマホ決済でも納付できるようになりました。詳しくは、令和3年2月15日発行の「広報やまのへ」2～4ページをご覧ください。

～よくある質問を紹介します～

【昨年退職した場合の町県民税】

Q 私は昨年9月に勤めていた会社を退職しました。その後は全く収入がありませんが、今年の6月に納税通知書が送付されてきました。どうしてでしょうか。

A 町県民税は、前年の所得に対してその翌年度に課税されます。あなたへ届いた納税通知書は前年1月から9月に退職するまでの給与所得にかかる町県民税です。前年に所得があれば、現在は収入がなくても課税されることとなります。

【死亡した父の町県民税】

Q 今年の2月に父が死亡しましたが、その父の町県民税納税通知書が送られてきました。死亡した人にも税金はかかるのでしょうか。

A 町県民税の課税は、その年の1月1日現在で判断することになります。1月2日以後に死亡した場合は町県民税が課税されます。ただ、その納税義務は相続人に継承されますので、死亡した方の税金は、その相続人から納税していただくこととなります。

問合せ 税務課 町民税係 ☎(667)1105